

メディア集客スペシャリスト認定申込規約

build株式会社(以下、「当社」といいます。)が運営・認定する「メディア集客スペシャリスト」資格(以下、「本資格」といいます。)の取得を希望し、認定手続の申込みを行った者(以下、「申込者」といいます。)は、申込みに際し、メディア集客スペシャリスト認定資格申請規約(以下、「本規約」といいます。)の内容を全て理解した上、承諾したものとします。

第1条 資格認定制度の目的

当社が運営するメディア集客スペシャリスト認定資格制度は、集客技能を身に付けて持続可能な企業体を構築することを目的とします。

第2条 資格の意義

「メディア集客スペシャリスト」とは、当社が次条以下に則って認定した第5条で定める認定者のことをいい、メディア集客にあたり、単なるスキルや知識の伝達ではなく、認定者自身がスキルや知識を適切に運用し、集客実績を有する者をいいます。

第3条 認定期間の申請

- 1 本資格を取得しようとする者は、当社が別途定める資格認定の手続きに従い、認定申請フォームに入力し、提出することにより、認定期間を申請するものとします。
- 2 認定期間申請にかかる料金は以下のとおりです。申込者が、当社が別途指定する方法に従い、全ての料金の支払を完了した時点で申込完了となります。なお、資格認定に際しては、認定期間申請料金とは別に第5条で定める認定証発行料金がかかります。

認定期間申請料金: 20,000円(税別)

- 3 申込者が上記料金及び本規約で定める各種料金をクレジットカードにて決済した場合、当社への着金を当社が確認した時点で支払完了となります。

第4条 資格認定の要件

「メディア集客スペシャリスト」に認定されるための要件は以下のとおりです。

- (1) 第3条で申請した認定期間中に、メディアを利用した集客力を十分有していると当社が認めたこと
- (2) 当社が主催するメディア集客スペシャリスト実践講座を修了していること
- (3) その他当社が認定者として不適当と判断する事情が存在しないこと

第5条 資格の認定申請

- 1 申込者のうち、第4条に定める要件を満たした者は、次項に定めるメディア集客スペシャリスト認定証(以下「認定証」といいます。)を当社に申請し、当社より授与されることをもって、メディア集客スペシャリスト認定者(以下「認定者」といいます。)として認定されます。
- 2 認定証の発行を伴う認定申請には、認定料金とは別に、下記の料金がかかります。デジタル認定証の発行は、当社が別途定めた方法で行います。

認定申請(デジタル認定証含む。)(全 員):20,000円(税別)

アナログ認定証発行料金(希望者):10,000円(税別)

- 3 申込者は、第4条に定める要件を満たした日(以下「認定日」といいます。)の属する月の翌月1日(以下「認定証発行期間開始日」といいます。)から3ヶ月以内に発行しなかった場合、認定資格が自動的に失効するものとします。

例:2024年1月23日が認定日の場合、認定証発行期間は2024年4月末日まで

- 4 認定者は当社が定める方法に従って、メディア集客スペシャリストのロゴ(以下「認定ロゴ」といいます。)を使用することができます。
- 5 当社は、認定者に係る情報をデータベースに登録し、管理します。
- 6 申込者は、当社が行った認定不可の判断について、いかなる場合であっても一切の異議を申し立てることはできません。また当社は、認定不可の理由について、申込者に対し説明する義務を負いません。

第6条 認定者の義務等

認定者は、当社に届け出た内容(氏名、住所等)に変更が生じた場合は、随時当社へ届け出るか登録情報を更新しなければなりません。

第7条 禁止事項

- 1 申込者及び認定者は、下記各号に該当する行為をしてはなりません。
 - (1) 虚偽の申請を行い、又は不正な申請を行う行為
 - (2) 当社に無断でメディア集客スペシャリストに関するノウハウを用いて書籍の出版、インターネット配信、メディアへの出演その他の営利活動を行う行為
 - (3) 当社が定める方法に沿わずに認定ロゴを使用する行為
 - (4) 当社が提供したアプリ等を不適切に使用する行為
 - (5) 本規約その他当社が定める規約に違反する行為
- 2 認定者が前項各号及び下記各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに申込者の認定手続を中断、又は認定したメディア集客スペシャリスト資格を剥奪できるものとします。この場合において当社は申込者又は認定者から既に受領した料金を返還する義務を一切負いません。
 - (1) 認定者として適切な技能、実績を有していないと当社が判断した場合
 - (2) 認定者として不適切な行為(当社やギルド協会の秩序を乱す場合や第1条の目的に不適當な場合を含むがこれに限りません。)があったものと当社が判断した場合
- 3 第1項各号及び前項各号のいずれかに該当すると当社が認めかつ、当社が損害を被ったときは、申込者又は認定者は、その損害の全額を賠償しなければなりません。

第8条 キャンセルポリシー等

- 1 メディア集客スペシャリスト認定の申込みをキャンセルした場合、当社は、申込者から既に受領した認定料金について、一切返金しません。
- 2 申込者がメディア集客スペシャリストの認定不可とされた場合も前項と同様とします。

- 3 第1項及び第2項いずれの場合においても、別途申込者が自身で負担した研修経費その他の費用について、当社は申込者へ支払う義務を一切負いません。
- 4 認定者が認定後に本資格を用いて行う事業活動について、当社は売上の保証その他一切の義務及び責任を負わないものとし、認定後はいかなる場合であっても当社が受領した金銭を返還する義務を一切負わないものとし、

第9条 個人情報の取り扱いについて

当社は、申込者及び認定者の個人に関する情報(以下「個人情報」といいます。)の取り扱いについて、組織体制を整備し、個人情報の適切な保護に努めております。

- (1) 認定者から収集した個人情報は、認定者の承諾無く無断で収集・利用することはありません。また、事前に承諾を得た範囲でのみ使用いたします。
- (2) 認定者から収集した個人情報は、特段の事情がない限り、認定者の承諾なく第三者に開示・提供することはありません。
- (3) 認定者から収集した個人情報は、正確かつ最新の状態に保ち、厳正な管理のもとに安全に蓄積・保管いたします。

第10条 本規約の変更等

- 1 申込者及び認定者は、当社が本規約に基づきホームページでの記載その他の方法により別途定める規程(以下、「周辺規程」といいます。)に従うものとし、
- 2 当社は、申込者及び認定者の事前の承諾なく本規約及び周辺規定の内容をいつでも変更することができるものとし、
- 3 本規約又は周辺規定の変更があった場合には、当社は変更した旨及び変更内容を申込者及び認定者に通知するものとし、

以上

2020年12月1日制定

2022年12月20日改定

2024年1月1日改定